

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営者と従業員が一体となり、経営の透明性および公正性を確保することで効率化が図られ、企業価値、株主の利益向上に繋がるものと考えております。

経営に対する監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、2018年6月29日付にて、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率は非常に低いため、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則3-1】

(3)報酬を決定するに当たっての方針は定めておりませんが、株主総会決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経済情勢、貢献度等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定しております。なお、報酬決定に関する方針と手続きにつきましては今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主における海外投資家の比率は非常に低いため、今後20%以上となった時点で、英語での情報開示・提供を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画を遂行中であり、コンサルタントの助言を得ながら、各プロジェクトチーム毎に月1回進捗・達成状況の確認が行われており、その内容については定期的に取締役へ報告される体制を構築しております。

現在、株主に対する中期経営計画の開示は行っておりませんが、株主に対するコミットメントの一つであるという認識に立ち、今後、開示・分析・説明の実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者計画は重要な課題であることを認識し、取締役会において、経営理念、経営戦略等を踏まえつつ、社外取締役を中心とした監査等委員会の提言・助言を仰ぎながら、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うことを検討してまいります。

【原則4-2】

取締役会は、取締役等の経営陣から健全な企業家精神に基づく提案がなされた場合には、提案内容について十分に審議することとし、提案が承認され実行される際には取締役会として支援することとしております。なお、業績連動報酬・自社株報酬等の健全なインセンティブが機能する報酬制度につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

業績連動報酬・自社株報酬等の健全なインセンティブが機能する報酬制度につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-1】

経営陣幹部の選任や解任に関する評価基準は策定しておりませんが、今後は、会社業績等の評価を踏まえた公平かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行できる体制の構築を目指してまいります。

【補充原則4-3-2】

CEO(最高経営責任者)を筆頭に、全社一丸となり安定的な黒字化、事業規模の拡大および復配を目指しており、現在、当該補充原則の実施は行っておりません。しかしながら、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを認識しており、今後、条件が整い次第、客観性、適時性、透明性ある手続となる制度設計を検討し、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任するための体制構築を目指してまいります。

【補充原則4-3-3】

CEO(最高経営責任者)を筆頭に、全社一丸となり安定的な黒字化、事業規模の拡大および復配を目指しており、現在、当該補充原則の実施は行っておりません。今後、条件が整い次第、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性のある手続となる制度設計を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

現在の企業規模を勘案し、独立社外者のみの会合は行わないものとします。今後、企業規模拡大等の状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-8-2】

現在の企業規模を勘案し、筆頭独立社外取締役の選任は行わないものとします。今後、企業規模拡大等の状況に応じて検討を進めてまいり

ます。

【原則4-10、補充原則4-10-1】

独立社外取締役を3名選任し、重要な事項の検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしており、現在の企業規模からみて十分な実効性を確保できるものと認識しております。現状では任意の指名委員会・報酬委員会等、独立した諮問委員会の設置は検討しておりませんが、今後、企業規模拡大等の状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、今後、実効性を具体的に把握するためにも、各取締役の自己評価等を踏まえた分析・評価を行うことならびに開示についても検討を進めてまいります。

【原則5-2】

中期経営計画を策定しておりますが、資本コストを加味したのではなく、公表は行っておりません。今後、安定的な黒字化、復配等が実現した段階で、自社の資本コストを的確に把握し、それを活かした目標値の明示や経営資源配分等に関し、具体的に何を実行するかについて、株主にわかりやすい言葉・理論で明確に説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・向上・円滑化を目的として、中長期的な企業価値向上に資すると判断されるものを政策保有の対象としております。また、個別の政策保有株式について、政策保有の経済合理性が資本コストに見合うものであるかの検証を定期的に行うこととし、保有効果等について疑義が生ずるものについては、縮減の検討を行ってまいります。なお、議決権行使につきましては、発行会社の経営状況や取引状況を踏まえた上で、中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則1-7】

関連当事者間取引は、事前に取締役会での審議・決議を要することとしており、当該取引において役員が当事者となる場合には、決議に加わることを認めておりません。また、取引を行った役員に対し、その取引において重要と認められる事項については報告義務を課しております。

【原則2-6】

当社は、石川県機械工業企業年金基金に加入しており、同基金の運用受託機関は、いずれもスチュワードシップコードを受け入れていることを確認しております。また、企業年金の運用に適切な資質をもった人材を代議員として選出しており、定期に開催される代議員会に出席し、財政・運営状況についての報告を受けております。年金資産は運用受託機関にて合同口運用が行われているため、受益者と会社との間に利益相反は生じません。

【原則3-1】

- (1) 会社の目指すところは「社会から信頼される製品、信頼される会社をつくること」であり、それを遂行するための行動憲章を当社のホームページに掲載しております。経営戦略・経営計画につきましては、開示しておりませんが、今後開示を検討してまいります。
- (2) 当社は、経営者と従業員が一体となり、経営の透明性および公正性を確保することを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。
- (4) 取締役（監査等委員を除く）の選任は、経験・能力・見識・人格等を総合的に考慮し、代表取締役が指名する候補者について、取締役会での決議を経て、株主総会決議により選任しております。また、監査等委員である取締役の選任は、代表取締役が指名する企業経営者、財務・会計・法律等の知見を有する候補者について、監査等委員会の同意を得た上で決定し、株主総会決議により選任しております。なお、経営陣幹部の解任につきましては、職務執行に不正または重大な法令違反等がある場合、任務懈怠またはその機能を十分に発揮しえないと認められる場合、監査等委員会に解任理由等の説明を行い、意見を得た上で取締役会決議を経て、株主総会に付議することとしております。いずれの場合も、社外取締役（3名）より、独立した立場からの意見を適宜求めることとしております。
- (5) 社外役員候補者の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知等に記載しております。社内役員につきましては株主総会招集通知等に個人の経歴を記載しております。今後、社内役員についての説明および経営陣幹部等の解任の説明も併せて株主総会招集通知等に記載することを検討してまいります。

【補充原則4-1-1】

取締役会規則および取締役会付議事項を制定し、取締役会として判断・決定すべき事項を明確化しており、それ以外の事項については経営陣へ委任しております。なお、経営陣は決裁権限規定に基づき職務を執行しております。

【原則4-9】

東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、取締役会において審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

社会・会社経営に関する一般常識、受託者責任の在り方を十分に認識し、企業価値の最大化を考え、経験および専門性を活かし、各分野の経営に強みを発揮できる人材であるか、経営管理に適した人材であるかを十分に考慮することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の確保を行うものとしております。

【補充原則4-11-2】

社外役員の兼任状況は、毎年本報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知に記載し、開示を行っております。なお、社外取締役3名の内、1名が他の上場会社の役員を兼任しておりますが、1社のみであり、業務に支障はないものと判断しております。

【補充原則4-14-2】

現任の取締役（社外取締役を含む）については、職務遂行に際しての十分な知見を有していると考えており、現在のところ役割や責務の説明以外のトレーニングの必要性は認識しておりませんが、新たな知識の習得・更新の必要性があり、本人が希望する場合には、会社の費用負担にて外部機関等が実施するセミナーへの参加、外部団体への加入等を支援することとしております。

【原則5-1】

株主からの意見や要望を経営に反映させながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図っていくことが重要であると認識しており、株主との対話（面談）への対応は、管理部責任者が行うこととしております。今後、より建設的な対話の促進を目的としたIR・SR活動にも注力することを検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリエンタルチエン取引先持株会	223,500	15.23
第一生命保険株式会社	94,700	6.45
株式会社北陸銀行	70,000	4.77
宝天大同	59,500	4.06
樋口 尚子	58,300	3.97
荒井 忍	32,400	2.21
オリエンタルチエン社員持株会	28,544	1.95
a uカブコム証券株式会社	25,600	1.74
オリエンタルチエン工業株式会社(自己名義分)	24,500	1.67
伊志嶺 朝秋	23,400	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米本 光男	他の会社の出身者													
田中 祥介	他の会社の出身者													
梅林 邦彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米本 光男			・株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長 ・船井電機株式会社 社外取締役	当社における監査役経験ならびに企業経営者としての豊富な経験および幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である取締役(社外取締役)への就任を依頼しております。なお、同氏は、金融商品取引所が定める独立性基準に抵触しないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いものと判断しております。

田中 祥介		<ul style="list-style-type: none"> ・ヒック貿易株式会社 代表取締役社長 ・ヒック貿易株式会社からチェーン部品を継続的に購入しており、取引実績は当社の決算における売上原価、販売費の0.3%未満であります。 	当社における監査役、取締役監査等委員経験ならびに代表取締役としての企業統括経験に基づき、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(社外取締役)への就任を依頼しております。なお、同氏は取引先の業務執行者であります。その取引額は僅かであり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いものと判断しております。
梅林 邦彦		・梅林邦彦税理士事務所 所長	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見および豊富な経験を有し、客観的立場から有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である取締役(社外取締役)への就任を依頼しております。なお、同氏は、金融商品取引所が定める独立性基準に抵触しないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査等委員会が職務の補助を必要とする場合には、内部監査室と協議の上、合理的な範囲でその職務を補助すべき使用人の任命を行うこととしております。また、当該使用人はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等から指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・会計監査人は、監査等委員と連携し、事業所往査を計画するとともに、その結果について、取締役および監査等委員に報告し、会計の適正性を確保するものとしております。また、毎事業年度の会計監査の中で、会計監査人と監査等委員との間で数回の会合を開催し、監査計画・監査実施状況等について話し合いを行っております。

・当社は内部監査規定を定め、社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室長は、社長の命を受け内部監査を監査計画に基づき実施し、監査結果を取締役会および監査等委員会に報告しております。また、内部監査室長は監査後に開催する協議の場で、監査等委員および会計監査人との意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

企業体質を黒字化させ、復配することに全取締役が一丸となり取り組んでおり、達成後検討を行う予定であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額のみ開示しております。

2020年3月期の有価証券報告書における記載内容は次のとおりです。

- ・取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の報酬等の総額 21,267千円、報酬等の種類別の総額 固定報酬 21,267千円
対象となる役員の員数 4人
- ・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)の報酬等の総額 5,430千円、報酬等の種類別の総額 固定報酬 3,252千円、退職慰労金 2,177千円
対象となる役員の員数 1人
- ・社外役員の報酬等の総額 6,000千円、報酬等の種類別の総額 固定報酬 6,000千円
対象となる役員の員数 3人

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、管理部が補佐にあたることとしており、毎月1回の定例取締役会や必要に応じ臨時に開催される会議について、事前連絡ならびに必要な資料を配布し、また、追加資料を求められた場合は提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は、取締役3名(監査等委員である取締役を除く。)(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、定期的に取り締りが開催され、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、経営資源の配分等に関する意思決定と執行状況の監督、部門別事業の評価が行われております。また、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、社長および部門長で構成される「経営会議」を月1回開催し、月次予算の進捗状況や各部門の重要事項の報告についての審議等を行い、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。
- ・監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名が独立役員である社外取締役であります。監査等委員である取締役は監査等委員会で定めた監査方針、業務分担に従い、取締役会・重要な会議等に参加し、取締役の業務執行状況を監査しております。
- ・リスク管理に関しましては、リスク管理委員会にて、リスク管理に必要な情報の共有化を図り、経営への影響度に対応した検討を行っております。会社経営に重大な影響を及ぼすと思われる不測の事態、リスクが発生する可能性が生じた場合は、社長および部門長により構成される「常勤会」を直ちに招集し、対応を審議、決定事項を担当部門へ具体的に指示し、その遂行状況をチェックしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監査・監督機能を強化し、経営の透明性、公正性、迅速性を確保することで、経営の効率化を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、現在の体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査委員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。
 - (3) 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口および社外の窓口（弁護士）に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役が閲覧可能な状態で維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会からの指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査等委員または監査等委員会に対して報告を行う。当社は、当該報告をしたことを理由として、報告した者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に周知徹底する。
7. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備および運用状況について、継続的に確認し調査を実施しており、その内容を取締役会に報告しております。確認された問題点につきましては、社内規定、業務フローの見直し等是正措置を行い、内部統制の実効性を向上させるように努めております。また、当社の取締役および幹部社員をメンバーとする会議を毎月1回開催し、月次業績の報告を行うとともに、経営上のリスクについても検討しております。また、内部監査室は独立した観点から内部監査基本計画に基づき年4回の内部統制監査を実施しており、法令・定款および社内規定に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換を行い情報交換等を行うことで、業務の執行状況やコンプライアンスについて確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、不当・不正な要求には応じないものとし、一切関係を遮断することを基本方針とする。全役職員に対しては、「企業行動憲章」ならびに「倫理規定」に基づき、これを周知徹底する。また、反社会的勢力に対応する担当部署は管理部とし、警察、顧問弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、緊密な連携を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

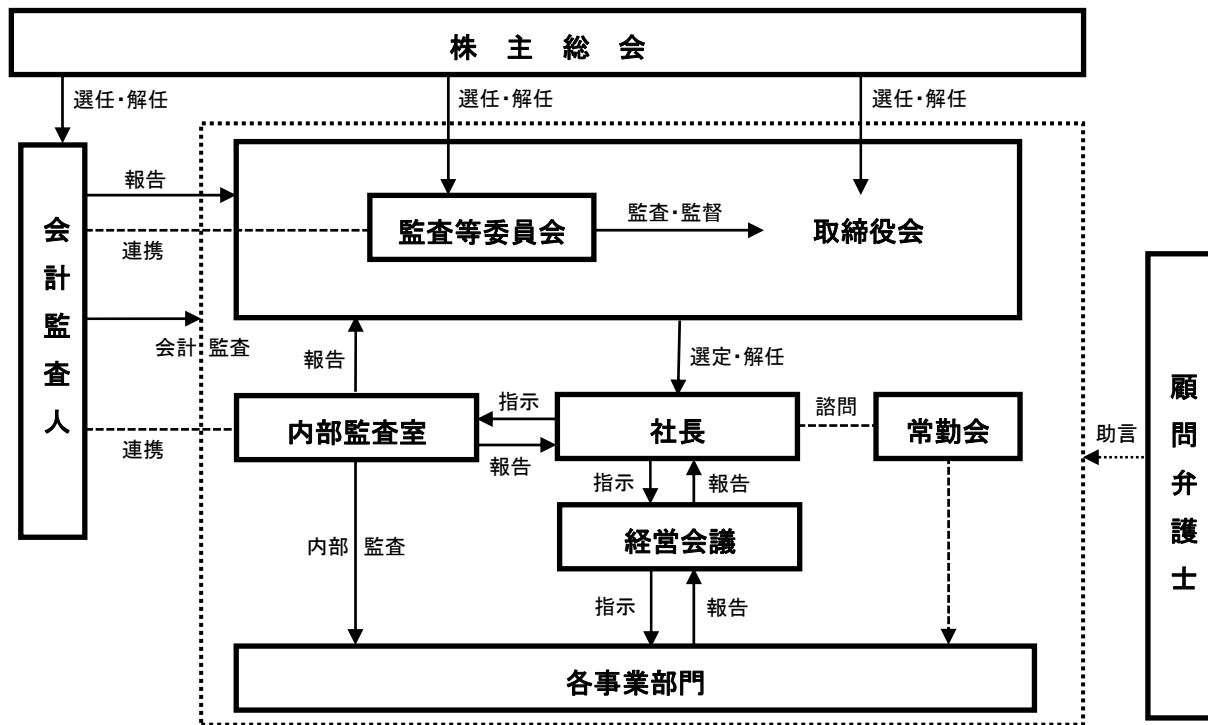
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

～コーポレート・ガバナンス体制についての模式図～



～ 適時開示体制の概要についての模式図 ～

